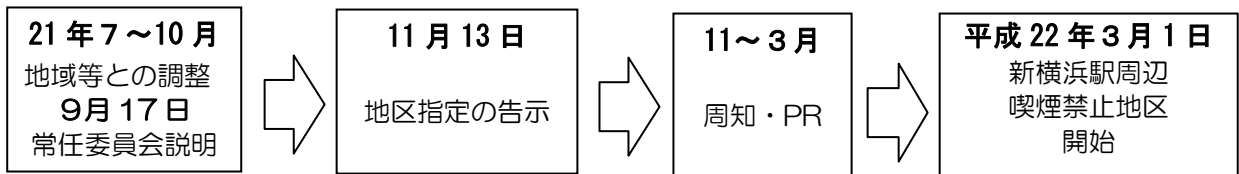


## 新横浜駅周辺喫煙禁止地区について

### 1 趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づき、街の美化の推進と火傷等の危険を防止するため、「横浜駅周辺地区」をはじめ、市内5地区を喫煙禁止地区に指定していますが、本年3月1日から、新たに新横浜駅周辺において喫煙禁止地区の取組を開始いたします。

### 2 経過



### 3 開始期日

平成22年3月1日（月）

### 4 設置物

#### (1) 表示物

看板や路面表示サインにより喫煙禁止地区を表示し、周知を図ります。

#### (2) 喫煙所

開放型喫煙所を2か所設置します。

#### 【指定地区地図】



## 5 主なPR

- (1) ポスター・ステッカー掲示、チラシ・啓発ティッシュ配布  
指定区域内のテナントビル、ホテル（計 11 施設）  
新横浜駅周辺の大規模集客施設（計 7 施設）  
港北区内の自治会・町内会掲示板(1,156 か所)、商店街（26 商店街）、エコパートナー協定店（18 店舗）  
JR・地下鉄新横浜駅、地下鉄・市バス・東急バス・臨港バス車内（計 950 枚）  
タクシー（ウィンドウステッカー、約 6,900 台）  
すべての区役所、行政サービスセンター、市民利用施設、観光案内所、大学（計 134 か所）
- (2) 広報よこはま  
市版 2 月号、港北区版 3 月号に記事を掲載します。
- (3) ホームページ  
資源循環局ホームページの「喫煙禁止地区」PR ページを、新横浜駅周辺のホテル（一部）や横浜観光コンベンションビューロー等のホームページからリンクできるように設定します。
- (4) 啓発キャンペーン  
2 月 22 日（月）から 3 月 12 日（金）まで、新横浜駅北口駅前広場でキャンペーンを行い、PR リーフレット入りポケットティッシュを配布します。
- (5) 日産スタジアムでの PR 映像放映  
G30 サポーターである横浜 F・マリノスにご協力いただき、マリノスの選手が新横浜駅周辺喫煙禁止地区を呼びかける PR 映像を、ホームゲーム開催時にスタンド内の大型ビジョンで放映します。

## 6 スタートアップイベント

2 月 28 日（日）14 時から、新横浜駅北口駅前広場で港北区と共同開催します。



# ○表示物例

図1：4か国語併記の大型看板



図2：英語併記の小型看板



図3：路面表示サイン



図4：補助看板



図5：4か国語併記の新型看板



図6：道路標識タイプ表示



図7：ステッカー（ペDESTリアンデッキ側面内側等）

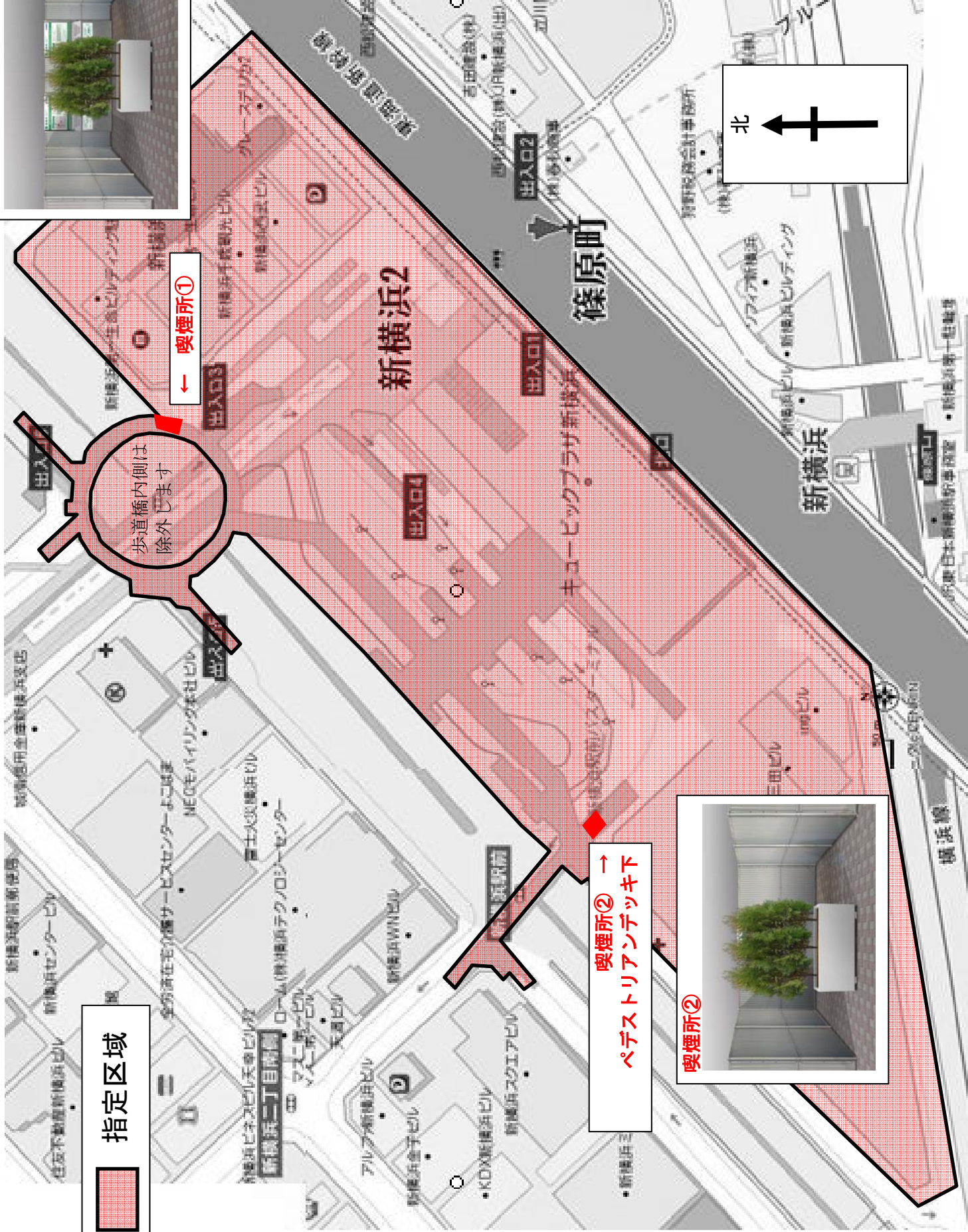




○喫煙所配置図



喫煙所①



喫煙所②

平成22年  
3/1月  
から

# 新横浜駅周辺を 喫煙禁止地区に 指定します!



違反者には、  
罰則(過料2,000円)  
が科せられます。



## 新横浜駅周辺地区

SHINYOKOHAMA STATION AREA



「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例(ポイ捨て・喫煙禁止条例)」が施行されました。

- 横浜市では、市民の声をもとに、たばこの吸い殻等の散乱防止、市民等の身体及び財産に対する被害防止を図るため、喫煙禁止地区を指定しました。
- 喫煙禁止地区では、屋外の公共の場所での喫煙(「たばこ」を吸うこと・火のついた「たばこ」を持つこと)を禁止します。

お問い合わせ

横浜市資源循環局 減量・美化推進課

〒231-0013 横浜市中区住吉町1-13 電話:045-671-2556 FAX:663-8199

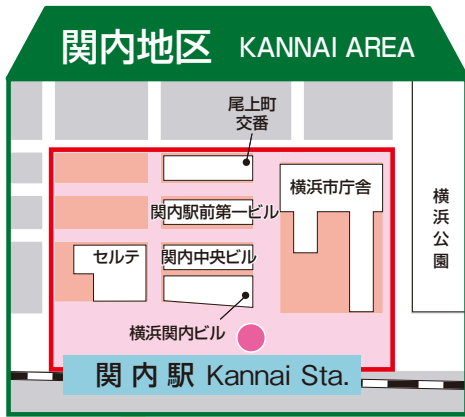
URL:<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb/kankyo/mac4.html>





# 喫煙禁止地区

## No Smoking Area



ここでは吸わない、  
が **ハマルール**

- 喫煙禁止区域  
No Smoking Area
- 喫煙所  
Smoking Corner

喫煙禁止地区では、巡回中の市職員が喫煙者に、たばこの火を消すよう指導し、2,000円の過料を徴収します。



- 喫煙禁止地区内の屋外の公共の場所では喫煙が禁止され、違反者は罰則(過料2,000円)が科せられます。
- Smoking is prohibited in all public outdoor areas within the designated no smoking zones. Violators will be subject to a fine of ¥2,000.
- 禁烟区域的室外公共场合禁止吸烟, 如有违反罚款2,000日元
- 흡연금지지구내의 실외의 공공장소에서는 흡연이 금지되어 있으며, 위반자는 벌칙(과금2,000엔)이 부과됩니다